

## 建設業者の法令遵守を徹底

～平成27年度は39社に監督処分・勧告  
平成28年度は更なる社会保険未加入対策を推進～

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年4月に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業における法令遵守の徹底を強化しているところです。

今般、平成27年度における推進本部の活動結果及び平成28年度における活動方針がまとまりましたので、お知らせいたします。

<発表記者会 : 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022 (225) 2171 (代表)

建設業法令遵守推進本部 (建政部 計画・建設産業課内)

室長 柏崎 郁夫 (内線 6119)

かしわぎ いく お  
ほそ かわ かず ひこ  
細川 和彦 (内線 6142)

# 「建設業法令遵守推進本部」の活動

## I. 平成27年度の活動結果

### 1. 推進本部に寄せられた通報件数

※ ( ) 内は「駆け込みホットライン」への通報件数

#### ○通報件数 169件 (92件)

＜うち東日本大震災の復旧・復興工事に係る通報 81件 (37件)＞

#### ○通報のうち建設業法違反疑義情報 27件 (11件)

＜うち東日本大震災の復旧・復興工事に係る通報 12件 (5件)＞

#### 【法令違反疑義情報】

- ◆元下請負契約関係  
契約書面不交付、無許可業者との契約締結
- ◆施工現場法令違反関係  
現場技術者専任義務、一括下請負
- ◆その他  
施工体制台帳・施工体系図作成義務違反、許可虚偽申請

### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

#### ○立入検査・報告徴収の件数 60社

(※建設業取引適正化推進月間における県知事許可業者への共同立入件数6社を含む)  
＜うち「復旧・復興工事に係る法令順守の徹底」関係 15社 (共同立入含み)＞

### 3. 監督処分・勧告の実施概要

#### ○「営業停止」 3社

【処分理由】 無許可業者との契約締結 (3社)

#### ○「指示」 2社

【処分理由】 営業所専任技術者配置義務違反 (1社)  
無許可業者との契約締結 (1社)

#### ○「勧告」 35社

＜うち「復旧・復興工事に係る法令順守の徹底」関係 7社＞

#### 【勧告内訳】

- ◆下請代金支払に係る法定支払期限の遵守 23件
- ◆下請契約に係る契約書面の適正交付 17件
- ◆追加変更契約の時期 6件
- ◆契約締結書面の適切な時期に交付 6件
- ◆営業所専任技術者の専任性確保 2件
- ◆その他 (適正な見積期間の設定 等) 8件

(※ 勧告社数と内訳件数は、複数の項目が含まれることがあるため一致しない)

#### 4. 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の実施内容

国土交通省及び都道府県では11月を「建設業取引適正化推進月間」として建設業の取引適正化に関し集中的に立入検査を実施するとともに、講習会を実施しました。

○建設業者等を対象とした法令遵守に関する「講習会」を東北6県で開催

- ・建設業法に基づく適正な施工体制と元下関係
- ・建設業法等の改正
- ・社会保険未加入対策 等

会場	開催日	時間	参加者数
青森会場（青森市）	11月9日	13:30～16:50	194
岩手会場（北上市）	11月12日	13:30～16:30	190
宮城会場（仙台市）	11月19日	13:30～16:30	193
秋田会場（秋田市）	11月24日	13:30～16:30	230
山形会場（山形市）	11月17日	13:30～16:30	180
福島会場（福島市）	11月16日	13:30～16:30	135

○「建設工事における労働災害防止に関する説明会」の開催（宮城労働局と共催）

- ・建設工事における労働災害防止について（宮城労働局）
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則等について（全国仮設安全事業協同組合）
- ・足場の組立・解体に関するDVD上映

会場	開催日	時間	参加者数
宮城会場（仙台市）	12月4日	13:30～16:40	171

## II. 平成28年度の活動方針（詳細別紙）

※主な取組み

- ①更なる社会保険未加入対策の推進
- ②基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）の周知
- ③建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施
- ④「駆け込みホットライン」等の運営
- ⑤復旧・復興工事に係る法令遵守の推進
- ⑥消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導
- ⑦外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施
- ⑧「建設業取引適正化推進月間」（11月）における活動
- ⑨関係機関との連携

# 東北地方整備局建設業法令遵守推進本部 平成28年度 活動方針

## 【今年度の主な方針】

今年度は例年と同様、建設業の法令遵守の更なる徹底を図るための法令遵守活動を推進していくとともに、「社会保険未加入対策」の目標年次である平成29年度が来年度に迫っていることから、発注部局や関係機関との連携を図りながら円滑かつ適切な対応に努めていきます。

併せて、基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に策定した「基礎ぐい工事の適切な施工を確保するために講ずべき措置（告示）」を周知徹底に努めていきます。

また、従来より建設工事の実施にあたっては、安全確保・事故防止に努めてきたところですが、引き続き、労働災害防止に対する元下間の意識の向上と共有を図るため、建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底に努めてまいります。

## 【1】具体的な取組み

### 1. 更なる社会保険未加入対策の推進

平成29年度を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業者相当の加入状況を目指しています。目標年次が来年度に迫っている中で、社会保険未加入対策の実施に当たり、次のとおり加入促進に向けた対策を推進します。

- ① 発注部局、関係機関との連携による確認及び指導
- ② 建設業許可、経営事項審査における確認及び指導
- ③ 立入検査等による確認及び指導

### 2. 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）の周知

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に工事の適正な施工を確保するために講ずべき一般的な事項を定めた「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」が告示されたところであり、立入検査や講習会等の機会を捉えて周知徹底に努めます。

### 3. 建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施

適正な請負契約及び施工体制の確保に向けて立入検査を実施します。

#### (1) 検査対象

以下の建設業者に対して立入検査を行います。

##### ① 元請下請間の取引の適正化に関する立入検査

- 下請取引等実態調査(国土交通本省による調査)で指導項目があった業者
- 過去に立入検査を実施し指導(勧告)を行った業者
- 低入札価格調査制度対象工事の受注業者 等

##### ② 一括下請負等の建設業法違反に関する通報に基づく立入検査

- 駆け込みホットラインへの通報等で建設業法違反の疑義がある業者
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定に基づき公共発注機関から通知があった業者 等

##### ③ 東日本大震災の復旧・復興工事に係る建設業者への指導・監督

- 被災3県で新たに大臣許可を取得した業者
- 被災3県に営業所を新設した業者 等

#### (2) 検査項目

立入検査では以下の項目に重点を置き、指導・監督を行います。

##### ① 「標準見積書」の活用状況の確認及び活用促進

平成25年9月から「標準見積書」が一斉活用されているが、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を確認し、活用を促進します。

##### ② 改訂「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」にある見積条件の提示について、実施状況の確認及び周知徹底

平成27年4月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で、「元請負人は、(中略)下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるように、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するように明示しなければならない」とこととされているため、本年度の立入検査から、その実施状況について確認を行い、周知徹底に努めます。

##### ③ 「安全衛生対策経費の確保に関する調査」の実施

平成26年11月から「安全衛生対策経費の確保に関する調査」を実施しているところであるが、安全衛生対策経費の確保の必要性を周知する意味で重要な取組であることから、引き続き適切に実施します。

##### ④ 「建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図るため、平成26年10月に改訂された「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の周知徹底に努めます。

#### **4. 「駆け込みホットライン」等の運営**

「駆け込みホットライン」(0570-018-240)、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(0570-004-976)について、立入検査や講習会等の機会を捉えて一層の周知を図り、法令違反疑義情報の積極的な収集に努めます。

#### **5. 復旧・復興工事に係る法令遵守の推進**

復旧・復興工事の適正な施工の確保を図るため、平成24年11月から被災3県及び関係機関と連携のうえ実施している東日本大震災被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組及び啓発活動について、継続して推進します。

#### **6. 消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導**

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、円滑かつ適正な転嫁を確保するため建設業の転嫁拒否行為等について、引き続き調査・指導を行います。

- ① 立入検査における調査
- ② 関係機関との連携による調査・指導

#### **7. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施**

外国人建設就労者受入事業者に対し、国土交通本省との連携を密にしながら、必要に応じ、立入検査を実施します。

#### **8. 「建設業取引適正化推進月間」(11月)における活動**

国土交通省及び都道府県が主催する「建設業取引適正化推進月間」において、関係機関と連携のうえ、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

- ① 建設業者を対象とした法令遵守の講習会の実施
- ② 立入検査の集中的な実施
- ③ 労働災害防止に関する説明会の実施

#### **9. 関係機関との連携**

- (1) 建設業者への指導・監督を効果的に行うため、県の建設業許可部局と、建設業法違反情報等について情報共有及び意見交換を行います。
- (2) 工事の円滑な実施に向け、業界団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守の更なる徹底を図ります。
- (3) 建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことから、警察部局との連携を密にし、暴力団排除に努めます。

#### **【2】違反業者への対応**

立入検査等の結果、悪質な違反が確認された場合には、監督処分等を行います。